

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1842

11月の税務

《もくじ》

1. 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
納期限…11月30日
 2. 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…11月15日
 3. 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税
の納付
納期限…11月10日
 4. 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税
・地方消費税・法人事業税・(法人事業所得
税)・法人住民税)
申告期限…11月30日
 5. 3月、6月、9月、12月決算法人・個人
事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定
申告(消費税・地方消費税)
申告期限…11月30日
 6. 3月決算法人の中間申告(法人税・法人事
業税・法人住民税)…半期分
申告期限…11月30日
 7. 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、
12月決算法人の3月ごとの中間申告(消
費税・地方消費税)
申告期限…11月30日
 8. 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9
月決算法人を除く法人の1月ごとの中
間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…11月30日
- ※ 税を考える週間…11月11日～17日

◎税務のニュース

経産省／補助金なければ200円超／ガソリン
175円下回る …2

◇中小企業経営者のための豆知識

決算期の変更と節税について

1. 事業年度と決算期 …3
2. 決算期の変更 …4
3. 決算期変更によるメリット …4

▽青色申告に関するFAQ

9) 確定申告用語集

○仮勘定

1. 仮勘定とは …11
2. 仮勘定の使用方法 …11
3. 顧客からの入金かどの売掛金に該当する
のか不明な理由 …12

◆中小企業経営者のための経営・法律相談

◎給与の口座振り込みの手続

1. 賃金支払の5原則 …13
2. 賃金の銀行口座への支払いに関する
厚生労働省による指導 …14
3. 「賃金の口座振込に関する協定書」 …14

□中小企業経営者のための仕訳の実例

◎短期貸付金の仕訳

- (1) 短期貸付金の定義・意味など …16
- (2) 法人・個人の別 …16
- (3) 短期貸付金の決算等における位置づけ等
…17

税務のニュース

経産省

補助金なければ200円超 ガソリン175円下回る

経済産業省は、レギュラーガソリン1リットルあたりの全国平均価格（10月16日時点）が前週から2.2円下がり174.7円になったと発表した。政府が9月に補助金を増やした際の目標価格である175円を下回った。ただ、補助がない場合の来週の価格は6週連続で200円超になると予想しており、補助金の支給額は膨らみ続けている。

経産省は毎週、為替と原油価格をもとに予想価格を割り出している。これを175円に抑えるため毎週の補助金の支給額を算出。来週は209.6円と予想し、19～25日の支給額を34.8円にすると決めた。

世界的な燃料費の高騰を受けて補助を始めた昨年1月以降、予想価格は昨年5～8月に13週連続、8～11月に14週連続で200円を超えた。これを補助金で170円前後に抑えてきた。

技能実習廃止へ最終案

外国人技能実習制度の見直しを検討する政府の有識者会議は、同制度の廃止と、「人材確保」に主眼を置く新制度の創設を求める最終報告のたたき台をまとめた。

未熟練労働者として受け入れた外国人を3年間で一定の知識・技能が必要な「特定技能1号」の水準に育成する方針を掲げた。外国人の中長期的な就労を促し、人手不足の解消につなげる。

新制度は、未熟練労働者として受け入れる対象を、建設や農業など特定技能と同じ分野に限定。外国人が業務の中で習得すべき主な技能を定め、試験などで評価する仕

組みを導入する。技能や日本語能力の試験に合格すれば、最長5年滞在できる「1号」への移行を可能とした。不合格でも再受験のため最長1年の在留継続を認める。

2022年参院選1票の格差は「合憲」

「1票の格差」が最大3.03倍だった2022年7月の参院選は投票価値の平等を保障した憲法に反するとして、二つの弁護士グループが選挙無効を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁大法廷は、「合憲」との統一判断を示し、弁護士グループ側の上告を棄却した。合憲判断は2016、19年選挙に続き3回連続。裁判長は「合区の維持で格差は3倍程度で推移し、有意な拡大傾向にあるとは言えない」と述べた。

裁判官15人のうち12人が合憲とし、うち11人が多数意見を形成した。

参院選の「1票の格差」を巡っては、最高裁が2010年（最大格差5.00倍）と2013年（同4.77倍）の選挙を違憲状態としたことで、2016年選挙から「鳥取・島根」「徳島・高知」をそれぞれ一つの選挙区とする合区が導入された。格差は2016年が3.08倍、2019年は3.00倍と大幅に縮小したが、2022年は是正策が講じられずに0.03ポイント拡大。こうした国会の姿勢をどう評価するかが焦点だった。

決算期の変更と 節税について

節税というと決算期に翌期に必要なものをあらかじめ購入したり、従業員さんへ決算賞与を支給するなどのキャッシュを使う手段を思い付きますね。しかし、期中に大きな利益が上がった場合、あるいは大きな利益が上がることが見えている場合は、簡単な節税対策ではなかなか利益対策はできません。

このような場合に、キャッシュを使わずに節税ができる有効な手段が「決算期の変更」です。

決算期の変更は簡単な話で、期中で決算を切り、法人実効税率の高い経常利益800万円未満の部分で2回決算を行うことで、低い法人実効税率（約25%）で法人税を支払うことができます。加えて、大きな利益が計上される直前に決算を切ること、翌期に計上される大きな利益は1年間時間をかけて節税対策をとることができるのです。

ただし、この決算期の変更による節税には、3つの正しい手続きを行い、注意点を考慮したうえで実行しなければ、損をしてしまうリスクもあります。

今回はこの決算期の変更による節税の具体的な説明と、大切な3つの手続きと注意点をご紹介します。

1. 事業年度と決算期

・「事業年度」

決算をするために設けられた一定の期間

・「決算期」

一事業年度の区切りの最終月。決算月

会社は設立の際、決算期を自由に決めることが許されています。1年以内の期間であれば、一事業年度を何月から何月までにしてもOKです。

「4月1日から翌年3月31日まで」を一事業年度としている会社は決算期は3月。「10月1日から翌年9月30日まで」を一事業年度としている会社は決算期は9月。これはご存知のとおりです。

ちなみに、事業年度の末日を必ず月末にしなければならない、ということもありませんので、「3月31日まで」や「9月30日まで」ではなく、「3月15日まで」や「9月20日まで」とする会社もあります。

なお、個人事業主は暦年単位なので、12月31日が一つの区切りとなっています。

2. 決算期の変更

決算期というのは一部の例外を除き、なんらかの法的な定めがあるわけではなく、各社が定款で定めるものです。よって、一定の手続きをすることで変更も可能です。必ずしも一般的な例にしたがって、事業年度の区切りを3月末日や12月末日とする必要はありません。

この区切りは月末でなくても問題ないのです。ただし、会社計算規則第59条により、一定の例外を除き、1事業年度は1年を超えることができないため、この点には注意する必要があります。

また、法人税法第13条においても1事業年度は1年を超えることはできない、と定められていますので、決算期の変更の際には、この点に留意しておく必要があります。

3. 決算期変更によるメリット

① 期末に大きな利益が見込まれる場合

事業をしていると、ある月だけ大きな売上（利益）が発生するようになることがあります。このとき、期末直前に大きな利益が出てしまう場合、節税することができません。利益に対して、そのまま法人税が課せられるようになります。

例えば、毎月50万円の利益が出ている会社があり、決算月だけ600万円の利益が出てしまったとします。このとき法人税率30%だとすると、345万円の法人税が発生します。

$$50万円 \times 11か月 + 600万円 = 1,150万円（最終利益）$$

$$1,150万円 \times 30\%（法人税率） = 345万円$$

そこで、決算月を1か月だけ前倒しすると、決算月に大きな利益が出なくなります。今回の場合、決算期変更によって期首に大きな利益が出るように調節しました。

決算のタイミングを短縮させ、今回であれば年間利益は550万円（50万円 × 11か月）です。そのため、法人税は165万円です。

$$550万円 \times 30\%（法人税率） = 165万円$$

先ほどと比べると、法人税の額が大幅に少なくなっていることが分かります。また、先ほどの法人税率では「税率30%」で計算しているものの、法人だと年間利益が800万円超になると、法人税率が大幅に高くなります。

800万円以下：約23%

800万円超：約33%

そうした観点からも、利益の出すぎは好ましくありません。ただ大きな利益が出るということが分かっている場合、決算月を調節することで納税額を少なくできます。

② 売上の季節変動が大きい場合

極端な例でいうと、スキー場、海水浴場などでしょうか。

売上が上がる月は、利益の予測が立てにくく、予想を上回る売上により利益が急増したり、予想を下回る売上で急に赤字転落。資金繰りも立てづらいですね。

売上に季節変動がある業種の場合、売上が上がる月は期末を避け、期首から事業年度の真ん中あたりにあると、事業計画も資金繰りも立てやすいです。

③ 納税の資金繰りが厳しい場合

決算から2か月後には、決算の申告期限とともに、法人税・消費税などの納付期限がやってきます。この時期は、通常業務よりも多くのキャッシュが必要になります。

資金繰りの事を考えると、お金の余裕がない月の2か月前の決算期は避けたほうがよいでしょう。

お金の余裕がない月

- ・従業員にボーナスを支払う月
- ・納期の特例を受けている場合の7月や1月
- ・売掛金の回収が少ない月
- ・仕入れの支払いが多い月

④ 繁忙期と決算月が重なっている場合

決算月から申告月にかけては、通常の会計業務に加え、決算業務が必要となります。

特に、商品数が多い小売や卸売りなどの業種は、商品などの在庫を数える「棚卸」という作業にもものすごく時間が取られます。

決算業務に手を取られ、本業に影響を及ぼすことがないように、繁忙期と決算月から申告月は重ならないほうがよいでしょう。

⑤ 役員報酬を変更したい場合

法人での利益を少なくさせる最も簡単な手法は役員報酬の増額です。節税では、どれだけ個人所得を増やすことができるのかを考えなければいけません。そのため、大きな利益が出た場合はその分だけ役員報酬を出したいと考える社長は多いです。

もちろん、無意味に高額な役員報酬を出してはいけません。累進課税制度により、役員報酬が高すぎると所得税が異常なほど高額になってしまうからです。大きな利益が見込まれるために社長（＝自分）の役員報酬を増やしたいと考える場合、決算を早めることで役員報酬を自由に設定できるようになります。

通常、決算後3か月以内に役員報酬の額を決めなければいけません。その後には役員報酬を変えてもいいですが、「決算後に決めた役員報酬を勝手に増やした場合、差額は損金（経費）として認められない」などデメリットはありません。そのため、役員報酬を決めたらその年は一律となります。

ただ、決算が終わりさえすれば自由に役員報酬の額を変更することができます。そのため自分の給料を増やしたい（または減らしたい）という場合、決算月を変えて早めに期を終了させ、新たな期に変更するだけで問題ありません。

「期中に役員報酬が変えるのが微妙なのであれば、決算期変更によって今月中に一つの期を終わらせ、来月から役員報酬を変更する」という手法は合法であり、特に大きな問題が起こることはありません。大きなデメリットはなく、役員報酬を変えたい場合は決算時期を早めるようにしましょう。

⑥ 消費税の免税期間を最長に

法人税に限らず、消費税による課税の観点でも決算期の変更は大きな意味があります。特に売り上げの少ない中小企業の場合、納める消費税を計算するときに簡易課税を選択することができます。

何かお客さんに商品・サービスを提供した場合、お金を受け取ります。このとき受け取るお金については、消費税を上乗せした状態で受け取ることになります。ただ、経費の支払いがあったときは支払った経費の分だけ金額を差引き、そこから消費税の納税額を計算します。

このように、利益から収める消費税を決める方法を原則課税といいます。ただ、中小企業の場合は原則課税ではなく、簡易課税が認められています。これは、「一般的にこれくらいの仕入れがあると予測できるから、売上に対して一定の割合を経費と考え、ザックリと消費税の納税額を計算して問題ない」という制度になります。

簡易課税ではみなし仕入れ率というものが認められており、それぞれ以下のようになっています。

- ・卸売業：90%
- ・小売業：80%
- ・製造業：70%
- ・その他の事業：60%
- ・サービス業等：50%
- ・不動産業：40%

こうした簡易課税制度を利用すれば、たとえ実際の経費額が非常に少なかったとしても、多くの経費支払いがあったことのできるため、結果的に消費税の額が少なくなります。

例えば製造業者では、みなし仕入れ率は70%です。仮に売上2,000万円だった場合、簡易課税によって「2,000万円 × 70% = 1,400万円」を控除できます。残り600万円に対して、消費税が課せられるようになります。

原則課税と簡易課税については、納税額が少なくなる方を選択すれば問題ありません。しかし、簡易課税を選ぶには以下の条件があります。

- ・前々年の課税売上が5,000万円以下
- ・簡易課税の適用を受けるための書類を事前に提出している

明らかに簡易課税を選択したほうが有利であると分かっている場合、売上5,000万円以上になりそうなのであれば、早めに期を終わらせることを考えて問題ありません。そうすれば、簡易課税を選べる権利が持続するようになります。

また、期中に簡易課税のほうが有利だと気付いたとしても、すぐに簡易課税へ移行することはできません。そこで、決算月を変えます。簡易課税を受ける書類を提出し、決算期変更をすれば翌月から簡易課税を選択できるようになります。

決算期変更によって役員報酬を自由に変更できたのと同じように、消費税の課税方式についても変えることができます。売上5,000万円以下の中小企業だけが対象になりますが、消費税でのメリットも受けることができます。

4. 決算期変更に伴う注意点

決算期の変更によって節税を行う場合には、以下の3つの注意点を理解した上で、判断をしていく必要があります。

- ① 納税が前倒し
- ② 税理士報酬
- ③ 消費税

それでは、この3点を1つずつ解説していきます。

① 納税が前倒しになる

「決算期を変更する＝今期決算を早期に切り上げる」ということになります。

早期に決算を切るということはそこで精算をして、法人税を早期に支払う必要が出てきます。したがって、一時的にキャッシュが必要となりますので、資金繰りが悪くなってしまいます。ただし、決算期の変更によって結果的に節税が実現できれば、資金繰りは決算変更前よりも改善されます。

変な話ですが、毎月決算を切りあげて精算することもできますが、決算の費用もかかりますし、毎月決算を行っても、年間で支払う税金は変わりません。実際に毎月のように決算期を変更する方はいないとは思いますが、今回紹介している決算期の変更による節税にはなりませんのでご注意ください。

② 理士報酬

決算期の変更をして、決算を行う月数は減っても決算書作成による税理士報酬はその都度発生します。

決算期の変更による節税を実現するにあたって、頻繁に決算期変更を行っては利益対策ができず意味がありませんが、もし1年間で何度も決算を切ってしまうのは、多くの決算書作成費用がかかってしまいます。もちろん、節税を行うために1度だけ決算期を変更するだけでしたら、数か月決算期を早めるだけですので、税理士報酬の費用の問題は発生しません。

③ 消費税が増える場合がある

消費税は、「起業してから2年前の売上が1,000万円以下である」場合は免除されます。

消費税免税の条件に該当する事業主は、以下のような1年度の売上1,000万円以下で、かつ資本金が1,000万円以下の事業者です。

- ・ 起業してから2年目までの事業者
- ・ 個人事業者が法人になってから2年目までの事業者
- ・ 2年前の売上が1,000万円以下の事業者

したがって、消費税の納税義務の判定で、短い決算期の間に多く課税売上が計上されている場合には消費税が免除にならないことがあります。ただし、決算期の変更による節税を行う場合は、決算期を短く切ることになりますので、売り上げ1,000万円を超える可能性は低くなるでしょう。

決算期の変更による節税をしようとしたら、消費税は早期に決算を切ってしまう、この2年度の消費税の軽減期間が短くなりますので、結果的に消費税の納付額は増えてしまったということはありません。

5. 頻繁な変更はリスクがあり、明確な理由が必要

決算期の変更は簡単に行うことができます。また、変更回数に制限はありません。そのため、中には節税目的のために頻繁な変更をする経営者がいます。

ただ、何回も決算時期を変更するのはおすすめしません。経営上の観点からいうと、過去との業績比較ができずビジネスが順調なのかどうなのか分からなくなり、経営判断に狂いを生じるようになるからです。

また、節税の観点からしても、あまりにも頻繁な変更は「過度な節税をするためではないのか」と捉えられてしまうケースがあります。

決算期の変更を制限するルールはないため、法律上は何も問題ありません。実際、10年間に1～2回ほど決算期を変えたとしても特に指定されることはありません。

ただ、高頻度で決算月が変わっている場合は明確な理由を説明できなければいけません。1～2回ほどの決算期変更であれば、「売上が大きくなる時期が変わったため、将来の経営予想を立てやすくするために決算月を変更した」などの理由で問題ありません。しかし、頻繁な変更だと租税回避のための決算期変更だと捉えられ、税務調査が厳しくなるリスクがあることは理解しましょう。

節税のためとはいえ、決算期変更は頻繁に行うものではありません。もちろん、非上場の中小企業であれば、上場会社のように決算期変更の理由を決算書の注記などに記載する必要はないです。決算月の変更は必要最低限に留めるようにしましょう。

6. 決算期変更に必要な手続き・手順

それでは、実際に決算月を変えるときはどのような手続きを取ればいいのか。

これについては、臨時株主総会を開催して定款を変更するだけになります。上場会社を含め、大企業で定款を変更するのは大変です。ただ、オーナー社長を含め中小企業であれば、一人の経営者がすべての実権を握っているため、定款変更は非常に簡単です。臨時株主総会を開催したということにして、一枚の紙を残すだけで完結します。

臨時株主総会で「議決権の3分の2以上の賛成」があれば、定款変更が完了します。例えば、オーナー社長が経営する以下のような会社があるとします。

- ・ 家族経営で役員は家族数人
- ・ 社長が全株式を保有
- ・ 発行株式は50株

その場合、以下のような書類を作るといいです。

臨時株主総会議事録

〇〇年〇月〇日午前9時00分、株式会社〇〇の本店において臨時株主総会を開催した。

- ・ 発行済株式の総数 50株
- ・ 議決権を有する総株主の数 1名
- ・ 総株主の議決権の数 50個
- ・ 出席株主の数 1名（委任状出席も含む）
- ・ 出席株主の議決権の数 50個

以上のとおり、総株主の議決権の過半数に相当する株式を有する株主が出席したので、本会は適法に成立した。よって、代表取締役〇〇が議長席に着き臨時株主総会開会を宣言した。

第1号議案 定款変更の件

議長は、現行定款の事業年度を変更したい旨の詳細内容について説明し、議場に承認を求めたところ、満場一致をもって本議案は承認可決された。よって第〇期の事業年度は〇年6月31日までとし、毎年の事業年度を7月1日から翌年6月31日までにする。

(変更後定款)

第〇条 当社の事業年度は毎年7月1日より翌年6月31日までの年1期とする。

以上をもって本日の議事を終了したので、9時15分、議長は閉会を宣した。上記議事の経過およびその結果を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席取締役の全員がこれに記名捺印する。

〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇 臨時株主総会
議長 代表取締役 社長〇〇 印
出席取締役〇〇 印
同〇〇 印

決算月を変えたい場合、あなたの会社の実情に合わせて株数や決算時期を変更し、それぞれの役員の印鑑を押して書類を残しておくようにしましょう。

ちなみに、株式会社に限らず、合同会社が決算月を変えるときも同じように書類を残すといいです。定款を変更したことを紙に残せば、合同会社も同じように決算時期を好きに変更できます。

7. 決算変更後は税務署へ届出を行う

決算時期を変更したら、「所轄の税務署」「都道府県税事務所」「市区町村の役所」のうちどこかに異動届出書を提出するようにしましょう。一般的には、税務署へ提出するといいです。

異動届出書は国税庁のサイトからダウンロードできますが、それぞれの事務所ごとに様式が異なります。そのため、事前に書類をダウンロードするのではなく、実際に事務所へ出向いてから職員に声をかけ、手続きに必要な書類をもらうようにしましょう。また、その場でどのように記入すればいいのか聞きながら必要書類を記入し、手続きを済ませるといいです。このとき、同時に株主総会議事録のコピーも持参したうえで届出をするようにしましょう。

こうした手順を理解したうえで、決算月を変えるようにするといいです。

8. 期末のタイミングを変えて経営改善する

決算期を変えるというのは、単に節税の問題に留まりません。会社の資金繰りを改善し、事業の継続を図るうえでも重要です。期末が違えば税金の額が違います。また、繁忙期に決算があれば無駄に納税額が大きくなり、さらには決算のために重要な時間を取られてしまいます。そこで、以下のように決算月を設定しましょう。

- ・決算月の後、期首に大きな利益が出るようにする
- ・繁忙期の少し前に決算月をもってくる

また、決算期を変更することで役員報酬を変えたり、消費税の簡易課税を調節したりする手法も有効です。うまく活用すれば、税金額を抑えながら個人所得を増やせるようになります。もちろん、決算期変更は何度もするものではなく、節税目的で何度も頻繁に決算月を変えるのはおおすすめしません。決算期の変更回数に関する規定は存在しないものの、頻繁な変更は単なる節税目的だと捉えられてリスクが高くなります。

ここまでを理解したうえで、決算月を変えるようにしましょう。決算期変更は書類一枚で完了するため非常に簡単です。会社経営を円滑にするため、決算期をどのタイミングにするべきか考えるといいです。

確定申告用語集

○仮勘定 | どの勘定科目に入るかわからないときや取引の内容がよくわからないときに、暫定的に使う勘定のこと

1. 仮勘定とは

仮勘定は、会計上の取引は発生したが、勘定科目を確定させるために必要な詳しい情報がない場合に、一時的に取引を記録する目的で使用されます。仮勘定があれば、正しい勘定科目に入力するために必要な情報が不足していても、取引を転記できます。こうした取引を記録しない場合、会計帳簿に計上されない取引が発生し、その企業の会計報告は企業会計原則の正規の簿記の原則の要件である網羅性を欠いた、信頼性の低いものとなります。

全ての取引を帳簿に記帳することが望ましいものの、正しい勘定科目に記帳するためには、全ての取引において完全かつ正確な情報が必要になります。

情報が不完全な取引を無視することや、不正確な勘定科目のまま取引を記帳することは避けなければいけません。仮勘定は、詳しい情報が分かるまで取引を一時的に計上しておく場所であり、十分な情報が得られたら、その取引を仮勘定から、総勘定元帳の該当する勘定科目に振り替えます。

決算時に仮勘定の残高が残ることは、詳細不明な取引が存在していることを意味しており、財務諸表の信頼性を損ねます。仮勘定はあくまで一時的な仮の勘定科目であり、決算時には然るべき勘定科目への振替を行い、財務諸表の仮勘定残高をゼロにする、もしくは仮勘定を記載しないようにする必要があります。

2. 仮勘定の使用方法

仮勘定は、様々な場面で使用されます。取引先から入金があったが、何にたいしての入金なのか、また、ある取引の一部入金なのかがわからない場合などに、いったん「仮受金」という仮勘定で処理します。

顧客から入金があったものの、その入金が顧客に対する売掛金のどの明細に該当するのか判断する情報が不足している場合に、いったん仮受金として計上します。

この場合、顧客や担当営業に問合せし、該当する請求書等を確認した上で、然るべき勘定科目へ振替えます。また、用途や金額が確定しない状態でいったん支払いを行う場合、「仮払金」という仮勘定を使います。

例えば、従業員が長期出張する際に、出張に必要な経費を概算であらかじめ支出する場合などが該当します。この場合は出張が完了した時点で仮払いの使

用明細と証憑を入手し、仮払金を精算し（然るべき経費勘定に振替）、残金を受領（不足の場合は支給）します。

建物の建設や社内設備の製造を行う場合には、建設（製造）にかかった費用は建設仮勘定として計上し、工事が完了した時点で固定資産や費用勘定に振替えます。

3. 顧客からの入金がどの売掛金に該当するのか不明な理由

顧客からの入金時にどの売掛金の明細に該当するのか不明な理由は様々です。

例えば、顧客が複数の取引の支払をまとめて実施した場合や、何らかの理由により取引の全額ではなく一部のみを支払った場合などが該当します。支払期日を超過した支払われる場合にも確認が必要です。

また、小売りのビジネスでは販売店が商品の代金をメーカーに支払う際に、販売奨励金などのリベートを控除する場合がありますし、建設工事や大掛かりなソフトウェア開発を請負う場合は前受金を予め受注先から受け取る場合があります、営業部門と経理部門の連携が不十分な場合、該当する売掛金が不明な入金や、理由が不明な入金が発生します。

業種によって差はありますが、一般的に売掛金の入金消込は煩雑な業務です。特に日本企業の場合、複数の取引を集約して月末にまとめて支払うという商習慣や、銀行の振込データの情報が少ないなどの事情から、ソフトウェアを使った消込処理の自動化が難しく、売掛金の入金消込の効率化は、多くの経理財務部門にとって大きな課題となっています。

4. 仮勘定残高の記入

仮勘定は、取引は発生したが、その時点ではどの勘定科目に振り分けるか判明していない、あるいは正当な勘定科目に計上すべき金額が確定していない場合に一時的に使用する勘定科目で、多くの企業では仮受金と仮払金が該当します。

例) 顧客から詳細不明の25万円の入金があり、問合せの結果、商品代金27万円の支払いと販売奨励金2万円の控除による入金であることが判明した。

入金時：現預金	250,000	/	仮受金	250,000	
精算時：仮受金	250,000	/	売掛金	270,000	
			/	販売促進費	20,000

例) 従業員に長期出張にかかる経費20万円を概算で支払い、出張完了後に経費明細と証憑を入手し、不足分2万円を追加で支給した

支払時：仮払金	200,000	/	現預金	200,000
精算時 出張旅費	205,000	/	仮払金	200,000
会議費	15,000	/	現預金	20,000

中小企業経営者のための

経営・法律相談

給与の口座振り込みの手続

事 例

当社は賃金の支給方法として、当社が指定する銀行口座に振込んで支払う形を取っています。ところが、当社に入社してきた従業員が、当社が指定する口座への振込みは回避して欲しいこと、現金払いにして欲しい旨の申し入れを行ってきました。

当社は、当該従業員の申し入れを受け入れなければならないのでしょうか。

また代替策として、当該従業員が希望する銀行口座に振込んで支払うことも検討していますが、この場合、振込手数料を控除しても良いでしょうか。



◇アドバイス◇

給与を口座振込みに切り替えるには、まず文書で社員一人ひとりの申出又は同意を得え、次に社員の代表者との間で、文書による協定を結ぶことが必要です。

===== ◆◇解 説◇◆ =====

給与を口座振込で支払う方法は、今日ではごく当たり前の取扱いとなっていますが、意外にも適正な運用ができていないケースを散見します。給与の口座振込を実施するにあたり、労使協定の締結はお済みですか？特定の金融機関の指定をしていないでしょうか。

労基法に則って、給与の口座振込を正しく行うためのポイントを確認しましょう。

1. 賃金支払の5原則

賃金支払いについて、労働基準法第24条では以下の5原則が定められています。

- ①通貨払いの原則
- ②直接払いの原則
- ③全額払いの原則
- ④毎月1回以上払いの原則
- ⑤一定期日払いの原則

現在ではすっかり主流となっている給与の口座振込は、一見すると、通貨払いの原則に反するようにも思われます。しかしながら、「公共料金等の引落口座に給与を入れてもらった方が都合が良い」「手渡しで給与をもらうより、口座に振り込んでもらった方が安全かつ管理しやすい」等、給与を口座振込とすることで労働者側のメリットは多岐に渡ります。

そこで、賃金支払の原則の例外として、「労使協定を締結」し、「労働者の同意」を得た上で、給与を口座振込によって支払うことが認められるようになりました。

2. 賃金の銀行口座への支払いに関する厚生労働省による指導

厚生労働省としても形式的に違法という扱いをせず、通達により、銀行口座への振込による賃金支払いを行うに際しては、概要として次のような措置を講じるように指導しています。

- ① 個々の労働者より、書面による申し出または同意を取り付けること
- ② 労使協定を締結すること
- ③ 賃金明細書などの計算書を賃金支給日に発行すること
- ④ 賃金支給日の午前10時ころまでには払い出し・払戻しが可能な状態になっていること
- ⑤ 金融機関（金融商品取引業者も含む）については一行・一社に限定せず、労働者の便宜を図ること
- ⑥ 証券総合口座へ賃金を支払う場合は、MRF口座であることを確認すること

以上のことから、賃金を銀行口座に振り込んで支払うのであれば、従業員が希望する銀行口座への振込手続を行う必要があります。

3. 「賃金の口座振込に関する協定書」

給与の支払いを口座振込としている会社でも、意外と盲点となっているのは「労使協定の締結」です。御社では適正に締結できているでしょうか。

給与の口座振込に際して締結が必要なのは、「賃金の口座振込に関する協定書」です。協定書には、口座振込の対象者、対象賃金、指定金融機関等の取り決めを盛り込みます。都道府県労働局では、ひな型や記入例を提供しているところもあるので、参考にしてみてください。

4. 会社による「金融機関の指定」はできない

労基法施行規則では、給与の口座振込について「労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する労働者の預貯金への振込みによる方法」と規定していません。

よって、大原則は「労働者が指定する金融機関」となるわけですから、会社側が一方的に「〇〇銀行で」と特定の銀行を指定することは、労基法に反する取り扱いとなります。

また、行政指導では「取扱い金融機関等を一つに限定せず、複数等配慮すること」とされています。ただし、「〇〇銀行を推奨する」というような協力要請をすることは可能です。

もちろん、協力要請に強制力はありませんから、労働者から異なる金融機関の指定があった場合、会社は対応しなければなりません。

5. 給与からの振込手数料天引きは「全額払いの原則」に反する可能性大

給与から「振込手数料を天引きする」ことは、前述の賃金支払の5原則のうち「全額払いの原則」に違反する可能性が高いといえます。ただし、「賃金控除に関する協定書」を締結して本人の同意が得られれば、給与からの振込手数料控除が認められるとの見解もあり、専門家間でも意見が分かれる部分ではあります。

この点、私個人としては、振込手数料は会社経費とするのが妥当という見解を支持しています。労使間の債務履行とは、「労働者が労務を提供すること」「事業主がこの労務への対価（賃金）を支払うこと」によって成立します。振込手数料は事業主の債務履行に伴って生じる費用のため、会社が支払うべきと考えることができます。

6. 給与の口座振込は、「労働者の同意」が大原則

業務効率化の観点等から、「すべての従業員の給与支払いを口座振込としたい」という会社も多いのではないのでしょうか。もしくは、「従業員全員、口座振込を原則として処理を進めている」というケースもあると思います。

しかしながら、労基法によると、給与の支払は原則として「通貨で」労働者本人に「直接手渡さなければならない」とされています。口座振込とするためには労使協定の締結だけでなく、「労働者の同意」が必要となりますから、口座振込に同意しない労働者に対して強制することはできません。

7. 給与は「支給日の午前10時に全額引き出せる」ように振込処理を

給与の口座振込時のトラブルでよく耳にするのが、「給料日なのに、昼休みに銀行に行ってもまだ入金されていなかった」等、振込のタイミングに関わるものです。

この点、行政通達では「賃金支払い日の午前10時頃までに払い出しが可能となっていること」とされているので、会社としてはこのスケジュールに則るようにならなければなりません。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎ 短期貸付金の仕訳

(1) 短期貸付金の定義・意味など

短期貸付金とは、決算日の翌日から起算して1年以内に回収（返済・入金）される（つまり、「短期」の）、取引先（得意先・仕入先）、親会社・子会社などの関係会社、株主・役員・従業員など企業内部の者などに対する貸付金を処理するための資産勘定をいう。

(2) 法人・個人の別

◇法人・個人

短期貸付金は法人・個人で使用する勘定科目である。

◇短期貸付金の範囲・具体例

短期貸付金として処理をするものとしては、具体的には、次のようなものがある。

- ・従業員に対する福利厚生の一環としての、マイホーム購入資金の貸し付けや葬祭・傷病の際の資金の貸し付け
- ・資金繰りに窮した下請会社に対する、運転資金の一時的な貸し付け

◇短期貸付金の位置づけ・体系（上位概念等）

・貸付金

貸付金のような主目的たる営業取引以外の取引から発生した債権については、1年基準（ワン・イヤー・ルール）が適用され、長期貸付金と短期貸付金に分類されて処理をされる。

・企業会計原則、貸借対照表原則、流動と固定の区別基準

短期貸付金…決算日の翌日から1年以内に回収期限が到来する貸付金

長期貸付金…決算日の翌日から1年を超えて回収期限が到来する貸付金

◇貸倒引当金の設定の対象

短期貸付金は金銭債権なので、貸倒引当金の設定の対象となる。

◇他の勘定科目との関係

・手形貸付金

借用証書の代わりに手形を受け取って貸し付けた場合には、他の短期貸付金

と区別するために、手形貸付金勘定を用いて処理をする場合もある。

なお、短期貸付金として処理をしても可。ただし、受取手形勘定は不可であることに注意。

(3) 短期貸付金の決算等における位置づけ等

◇短期貸付金の財務諸表における区分表示と表示科目

貸借対照表 > 資産 > 流動資産 > 短期貸付金

なお、長期貸付金の場合は、「固定資産」の「投資その他の資産」の部に表示する。

◇区分表示

・流動資産

短期貸付金は1年基準（ワン・イヤー・ルール）により処理をされ、流動資産に属するものとされる。

企業会計原則注解

[注16] 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について

…貸付金、借入金、差入保証金、受入保証金、当該企業の主目的以外の取引によって発生した未収金、未払金等の債権及び債務で、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に入金又は支払の期限が到来するものは、流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が一年をこえて到来するものは、投資その他の資産又は固定負債に属するものとする。

◇表示科目

・短期貸付金

短期貸付金は貸借対照表上も短期貸付金として表示する。

ただし、その金額が資産の総額の5%以下のものについてはその他流動資産として一括して記載することもできる。

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

第十九条 第十七条第一項第十三号に掲げる項目に属する資産のうち、未収収益、短期貸付金（金融手形を含む。）、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

◇財務諸表の注記等

役員、従業員、子会社などに対する貸付金については、それぞれ、役員短期貸付金、従業員短期貸付金、子会社短期貸付金といった別の表示科目を使用して区分表示するか、注記することになっている。

(4) 短期貸付金の会計・簿記・経理上の取り扱い

◇使用する勘定科目・記帳の仕方等

・貸付けを行った場合

決算日の翌日から起算して1年以内に返済される金銭を貸し付けた場合は、短期貸付金勘定の借方に記帳して資産計上する。

・返済された場合

貸付金には利息が伴う。そして、元本と利息とは分けて会計処理をする必要がある。

したがって、短期貸付金が返済されたときは、その返済額を短期貸付金勘定（資産）の貸方に記帳してこれを減少させるとともに、受け取った利息の額を受取利息勘定（収益）の貸方に記帳して収益計上する。

◇長期貸付金と短期貸付金の区別

・返済期限が1年以内になった場合

当初は長期貸付金であったが、期間の経過により返済期限が1年以内になった場合には、短期貸付金となり、流動資産として処理をする。

ただし、金額が小さい場合には、そのまま長期貸付金勘定で処理をすることもできる。

実務上はそのまま長期貸付金として表示している場合が多い。

◇分割回収される場合

長期貸付金が分割回収される場合には、理論的には、1年を越えて回収される部分と1年以内に回収される部分とに区別し、前者を長期貸付金、後者を短期貸付金として処理すべきである。

◇短期貸付金の管理

貸付金については、社内規定のほか、金銭消費貸借契約書を作成する。また、返済の予定と実績の管理もきちんに行う。

(5) 前渡金の仕訳例

1 現金を貸し付けし、利息も同時に受け取ったとき

例題 W社に対し9月1日に1,000,000円を6か月貸し付けし、年利息10%で利息を差し引いて950,000円現金払いした。当社は9月30日が決算日である。

9/1	短期貸付金	1,000,000	現金	950,000
			受取利息	50,000
9/30	受取利息	41,712	前受利息	41,712

★ポイント★① 前受収益は

$$50,000 \times \frac{151}{181} = 41,712 \quad \text{を期末に振り替える。}$$

② 決算日に「前受収益」は計上に留意し、「前払費用」を計上しない方針が節税になる。

2 現金を貸し付けし、利息を返済時に受け取る時

例題 W社に対し9月1日に1,000,000円を6か月貸し付けし、年利息5%とし、現金払いした。当社は9月30日が決算日、利息は6か月後の返済時に受ける。

9/1	短期貸付金	1,000,000	現金	1,000,000
9/30			仕訳なし	

★ポイント★ 1年以内に利息の受取日が到来する場合は、その日まで受取利息を計上しないことができる。

3 不渡手形より短期貸付金に振り替えるとき

例題 F社よりの受取手形200,000円が前期末不渡りとなり、このたび談合の結果、期間9か月利率8%の貸付金に振り替えることに決定した。

短期貸付金	200,000	不渡手形	200,000
-------	---------	------	---------

4 小切手の貸付けを行い、手形を受け入れたとき

例題 L社に500,000円（期間1か月）を貸し付けし小切手払いした。同時同額の手形を受け入れた。

短期貸付金	500,000	当座預金	500,000
-------	---------	------	---------

★ポイント★ 手形貸付も短期貸付金となる。

5 買掛金との相殺を行ったとき

例題 R社に対する短期貸付金200,000円と買掛金200,000円を相殺することを両社で決定した。

前渡金	200,000	短期貸付金	200,000
-----	---------	-------	---------

